

第4回障害者スポーツ振興ワーキンググループ



東アジア
文化都市
2023 静岡県
Culture City of East Asia
2023 SHIZUOKA



資料 5



説明資料



静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課

富国 有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



静岡県パラスポーツ推進協議会



○設置経緯

- ・東京大会での本県ゆかりのパラアスリートの活躍
- ・R4.3 障害者スポーツに関する意見交換会の開催
- ・R4.4 障害者スポーツ協会から知事へ要望書の提出
※意見交換会の内容を踏まえ要望を実施
- ・R4.5 要望を受け、障害者スポーツの具体的な推進策を検討する
「静岡県パラスポーツ推進協議会」を設置

○構成メンバー

☆委員

県障害者スポーツ協会、県スポーツ協会、県理学療法士会
パラスポーツアスリート、県障害者スポーツ指導者協議会 など

☆アドバイザー

スポーツ理学療法学会、日本パラスポーツ協会 など

○検討事項

- ・障害者スポーツの裾野拡大
- ・パラアスリートの発掘・育成・支援
- ・ハード・ソフト機能の検討





○開催状況

第1回 検討事項の決定、課題抽出

第2回 中間とりまとめ

※先進事例視察（NTC パラアリーナ）

第3回 提言とりまとめ

○報告書の概要（推進策）

- ・ 障害者スポーツの裾野拡大
 - ☆パラスポーツ情報センターの創設
 - ☆パラスポーツの普及・理解啓発
 - ☆プロスポーツ会場等での情報発信
- ・ パラアスリートの発掘・育成・支援
 - ☆医科学サポート体制の整備
 - ☆医療従事者への情報提供
 - ☆トップパラスリートによる魅力発信
- ・ ハード、ソフト機能の検討
 - ☆パラスポーツ有線施設の整備
 - ☆体育施設管理者への研修等の実施
 - ☆指定管理者の選定にパラスポーツの取組を追加
- ・ パラスポーツの振興に係る推進体制の整備
 - ☆官民連携コンソーシアムの創設

○3/6（月）に川勝知事を訪問し報告書を提出



ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム（仮称）



東アジア
文化都市
2023 静岡県
Culture City of East Asia
2023 SHIZUOKA



- ◆静岡県パラスポーツ推進協議会の報告書の取組を実践・支援するプラットフォームを創設
- ◆スポーツ関係者をはじめ官民すべてのステークホルダーの協働による持続可能なパラスポーツの推進を目指す
- ◆コンソーシアムの会員はファン、民間企業、競技団体、医療・福祉・教育機関、自治体などから広く一般募集
- ◆官民協働で各ワーキンググループを運営（県障害者スポーツ協会（事務局）が運営し、静岡県は支援）

総会（会務統括） ■会長 ○○○○ ■副会長 ○○○○ ■顧問○○○○

企画委員会（全体マネジメント） ■委員長：○○○○ ※委員は各WGの代表から選任

裾野拡大WG（民間）

- ①パラスポーツ情報センター
→相談員配置と相談窓口開設
- ②普及啓発イベント
- ③情報発信、広報戦略 等を検討

アスリート強化WG（競技）

- ①医・科学サポート体制整備
- ②アスリート発掘・育成・支援
- ③アスリート魅力発信 等を検討

環境整備WG（自治体）

- ①パラスポーツ優先施設整備
→障害者スポーツセンター整備検討※国指針
- ②パラスポーツ理解促進 等を検討

一般公募（会員）

ファン

地域
ボランティア

民間
企業

競技
団体

アスリート
指導者

医療
リハビリ

福祉
団体

教育
(特支)

大学
有識者

国
自治体

スポーツ
施設

富国 有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



障害者スポーツセンターの検討



東アジア
文化都市
2023 静岡県
Culture City of East Asia
2023 SHIZUOKA



○検討体制

- ・障害者スポーツセンターについては、ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム（仮称）の中に設置する予定の環境整備ワーキンググループで検討していく予定

○検討の進め方

- ・ワーキンググループ、国の議論を踏まえ、本県における障害者スポーツセンターの在り方を検討
- ・本県の現状を把握し、既存施設の改修や新規設置、本県の地理的特性を考えたネットワーク化など、幅広い議論を想定

○構成メンバー

- ・ワーキンググループのメンバーは、パラアスリートをはじめ、障害者スポーツ指導員、競技団体、施設管理実務者などを想定
- ・検討内容に応じて参加メンバーを追加

○スケジュール

- ・3月～ 新年度準備
- ・4月～ メンバー選考、検討事項整理
- ・8月～ コンソーシアム設立、ワーキンググループ発足（検討開始）
- ・～3月 コンソーシアム企画委員会への報告

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



障害者スポーツセンターの検討(参考)



県内の障害者専用・優先スポーツ施設の概要(4施設)

名称	静岡県身体障害者福祉センター	静岡市清水みなとふれあいセンター	浜松市発達医療総合福祉センター はままつ友愛のさと	地域障害者総合リハビリテーションセンターアリーナ
住所	静岡市葵区駿府町1-70	静岡市清水区駒越西2-10-10	浜松市浜北区高園775-1	浜松市北区三方原町3453
所有者	静岡県	静岡市	浜松市	聖隷三方原病院
管理者	社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会	社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	聖隷三方原病院
設置年度	1983年	1982年	1992年	2019年
建物概要	延べ床 1275.8 m ² 敷地面積 4481.04 m ²	RC造 3階建て 1階延べ床面積 1270.34 m ²	RC造 一部2階建てほか 【敷地面積】 36,979.22 m ² 【建築面積】 9,175.20 m ² 【延床面積】 7,832.08 m ²	延べ床 903.33 m ² 敷地面積 13,133.22 m ²
付帯施設	バスケットコート1面、会議室、機能回復訓練室、生活訓練室、音楽室、調理訓練室等	教室、事務室、便所、多目的ホール、グラウンド、更衣室、湯沸室等	サブアリーナ、機械室、器具庫、更衣室、RC棟、センター棟、文化棟、木造棟他	バスケットコート1面 診療スペース…外来診察室・処置室 ほか 共有スペース…シャワー室・会議室 ほか
施設区分	A型	B型	その他	その他
職員数	4人	4人	51人	0人 (アリーナの専従職員なし)



障害者スポーツセンターに係る想定課題



○障害者スポーツセンターの法的位置付け

- ・障害者施策に関する法律との関係を整理し、障害者スポーツセンターの法的位置付けを明確にできると整備が進むのではないか。

○障害者基本法との関係整理

- ・障害者基本法の第11条（障害者基本計画等）や第25条（文化的諸条件の整備等）と障害者スポーツセンターの関係を整理しておく必要がある。
- ・第11条の障害者基本計画に盛り込むのか。第25条に規定する施設でよいのか。

障害者基本法 抜粋 (障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律との関係整理

- ・体育館、水泳場などの運動施設は、特定建築物（法第2条第1項第18号、令第14条第1項第12号）となっており、省令で誘導基準も示されている。
- ・障害者スポーツセンターの整備基準との関係を整理しておく必要がある。





○既存障害者福祉施設との関係

- ・静岡県では、県総合社会福祉会館内に、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターが設置されている。既に同様の施設を設置している地方自治体も多く、住み分けが明確でないと新たに施設を整備するのは難しい。

○施設基準の提示、類似基準との関係

- ・施設や機能の基準が示されないと整備は進まない。
- ・身体障害者福祉法や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき省令で示されている既存の類似基準との関係を明確に整理しておく必要がある。

○施設整備に関する補助制度の創設

- ・財政に余裕のある自治体は少なく、施設整備を進めるには、補助制度の創設が必要
- ・国の補助制度は、政策目的の裏付けにもなる（国と地方の方向性の一致）

○起債（地方債）活用の検討

- ・地方自治体は施設整備の財源に、起債（地方債）を充当するケースが多いことから、充当率の高い事業へ位置付けできるとよいのではないか。（一般の充当率は75%だが、学校教育施設等は90%）
- ・元利償還金に対する交付税措置があれば、より整備しやすいのではないか。
- ・いずれも、文部科学省（スポーツ庁）と総務省との協議は必要になる。



障害者スポーツセンターに係る想定課題



東アジア
文化都市
2023 静岡県
Culture City of East Asia
2023 SHIZUOKA



○設備や人員の配置

- ・国から示される基準に従い考えていきたいので、早期に示してもらえるとありがたい。
- ・障がい者スポーツ指導員の配置などが求められると想定しているが、常勤と非常勤では人件費も異なる。

○運営費用

- ・新設、既存活用を問わず、施設運営には費用が伴う。
- ・運営費は恒常的な経費であるため、財政支援があると地方自治体としてはありがたい。

○センターの考え方

- ・障害者スポーツセンターの名前のとおり、全ての機能が集約されている拠点型が理想であるが、地理的条件などから集約できない可能性があるため、分散型、ネットワーク型などの多様な在り方も認めてもらえるとありがたい。
- ・障害者スポーツは、多くの競技があり、体育館、プール、陸上競技場などの全ての競技ができる施設を新たに整備するのは時間がかかるので、既存施設の改修や追加整備などで上手く活用することが必要。

○設備整備費用

- ・求められる設備の整備に当たり、国の補助制度があると整備が進みやすい。

富国^①有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

